



島根県報

令和3年5月25日（火）

第 211 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和3年6月定例県議会の招集 (財 政 課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 3

【正 誤】

令和3年4月30日付け島根県報第204号中 (森 林 整 備 課) 3

令和3年5月7日付け島根県報第206号中 (") 3

告 示

島根県告示第369号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和3年6月8日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年5月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第370号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年5月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ジュンテンドー神西店 島根県出雲市神西沖町1444番2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 変更した事項**ア 大規模小売店舗を設置する者の住所**

（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

(4) 変更の年月日

令和3年4月20日

2 届出年月日

令和3年5月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年5月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年4月30日から同年12月24日まで

3 作業地域

益田市匹見町紙祖

正 誤

令和3年4月30日付け島根県報第204号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第338号中	(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

令和3年5月7日付け島根県報第206号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第347号中	ウ 間伐に係る森林並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。